



2020年8月31日

各 位

会 社 名 ハイアス・アンド・カンパニー株式会社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 濱村 聖一
(コード番号：6192 東証第一部)
問 合 せ 取 締 役 執 行 役 員 中山 史章
責 任 者 経 営 支 援 本 部 副 本 部 長
(TEL. 03-5747-9800)

特別調査委員会の調査状況及び第三者委員会設置に関するお知らせ

当社は、2020年7月28日付「当社における不適切な会計処理に係る特別調査委員会の設置に関するお知らせ」、同月31日付「第16期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ」、「第16期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認に関するお知らせ」及び8月17日付「特別調査委員会による調査の進捗に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、特別調査委員会を設置し過去の不適切な会計処理について調査しておりましたが、本日付で、当社独立役員も委員となっている現在の特別調査委員会から、当社から独立した中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会へ移行することといたしました。

株主、お取引先を始めとする関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 特別調査委員会による調査の状況及び第三者委員会設置の経緯

当社は、2020年7月28日付「当社における不適切な会計処理に係る特別調査委員会の設置に関するお知らせ」、同月31日付「第16期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ」、「第16期有価証券報告書の提出期限延長に係る承認に関するお知らせ」及び同年8月17日付「特別調査委員会による調査の進捗に関するお知らせ」にてお知らせしましたとおり、過去の費用計上に関して不適切な会計処理が行われていた可能性があることが判明し、かかる問題を調査するために特別調査委員会を設置いたしました。特別調査委員会による調査によって、2016年4月期に費用として計上すべきであった上場支援に係るコンサルタント報酬約880万円について当社関係者が保有している資料の調査等を行ったところ、この一部は2015年4月期の第三者を介した架空売上の資金循環のスキームの精算に関係していることが判明いたしました。また、その他にも2015年4月期に第三者を介した資金循環のスキームを用いた、又は相手方に対して売上額と同等の経済的利得の提供を約する架空売上が存在する可能性が生じました。現時点では、これら架空売上の金額は約2,700万円になります。さらに、その他にも売上高のカットオフエラーや入会金売上の収益認識の妥当性、費用計上の先送りの懸念がある案件など複数の確認を要する取引が検出されています。

もともとの調査対象であった2016年4月期の880万円の支出に係る費用計上の問題と2015年

4月期の約2,700万円の架空売上の問題とでは、問題の重要性が大きく異なります。当初は、実態と異なる名目での支出により費用として計上すべきであったものがソフトウェア資産として計上されたという疑義であり、また、経営陣の関与については、複数の取締役が稟議決裁に関係していたためにその認識を確認する必要があるという問題でした。ところが、新たな疑義は、費用計上の問題とは全く内容も質も異なる売上の架空計上の問題であり、当初の支出は第三者からの入金の精算スキームの一環でした。また、複数の売上の架空計上の疑義が生じている2015年4月期が当社の上場直前期であったこと、またこれら架空売上の約2,700万円は、これらの売上の粗利率を考慮すると、当該期の当社の連結営業利益約9,400万円及び連結当期純利益約4,800万円に対して、それぞれ17%以上及び34%以上になると見込まれます。さらに、経営陣の関与という観点でも、当初疑義において想定されていた稟議決裁への関与という範囲での問題を越え、上場直前期である2015年4月期の架空売上計上が経営陣の主導により行われたのか否かという質的に全く異なる問題となりました。

また、当社株式の東京証券取引所マザーズから東京証券取引所市場第一部への市場変更のための審査に際して、当社が市場変更審査期間中に2016年4月期における880万円の支出に係る費用計上の問題を認識したにも関わらず、当該事象の認識から市場変更日まで日本取引所自主規制法人に対して報告を行わなかった経緯についても、客観的な調査が必要と判断しております。これらの事情を踏まえて、当社は、より透明性の高い枠組みで深度ある調査を行うために、本日付で、当社独立役員も委員となっている現在の特別調査委員会から、当社から独立した中立・公正な社外委員のみで構成される第三者委員会へ移行することといたしました。

2. 第三者委員会の構成

委員長 山口 利昭（弁護士・公認不正検査士 山口利昭法律事務所）
副委員長 竹内 朗（弁護士・公認不正検査士 プロアクト法律事務所）
委員 三宅 英貴（弁護士 アンダーソン・毛利・友常法律事務所）
委員 伊藤 信彦（弁護士 光和総合法律事務所）
委員 河江 健史（公認会計士 河江健史会計事務所）

3. 第三者委員会の目的及び調査方法

・目的

- (1) 新たな疑義に関する事実関係の調査
- (2) 類似事案の有無の確認
- (3) 上記(1)及び(2)による当社財務諸表への影響の確定
- (4) 当社株式の東京証券取引所マザーズから東京証券取引所市場第一部への市場変更のための審査に際してなされた報告内容に疑義を生じさせた事実関係の調査
- (5) 原因究明及び再発防止策の提言

・調査方法

第三者委員会においては、特別調査委員会の調査結果を引き継ぎ、さらにヒアリング等の深度ある調査を行うとともに、追加のデジタル・フォレンジック調査、再度のアンケート調

査及びホットラインの開設・運用などにより類似事案を早期に把握するための件外調査を予定しています。

4. 今後の見通し

当社は、第三者委員会による調査に全面的に協力してまいります。第三者委員会による調査結果については、調査報告書を受領次第、速やかに開示いたします。また、本件会計処理が当社業績に与える影響についても、影響が判明した時点で速やかにお知らせいたしますが、過年度の開示書類の訂正を要する見込みです。なお、第16期有価証券報告書（2019年5月1日-2020年4月30日）の提出時期については、延長後の提出期限である本日までに有価証券報告書を提出することが困難となったため、本日付けで別途お知らせしているとおり、本日付けで当社は第16期有価証券報告書の提出期限に係る承認申請書を関東財務局へ提出いたします。

以上